

播磨町健康増進計画及び食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく播磨町健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づく播磨町食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）の策定を円滑に推進するため、播磨町健康増進計画及び食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 健康増進計画の策定に関すること。
- (2) 食育推進計画の策定に関すること。
- (3) その他健康増進計画及び食育推進計画の策定を行うために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健又は医療関係者
- (3) 栄養関係者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) 地域活動関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から健康増進計画及び食育推進計画の策定が完了するまでの間とする。

2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の会議は、第5条第1項の規定により会長が互選されるまでの間、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。